

育児休業制度等に関するお問い合わせ先

都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)では育児休業制度等に関する相談対応や会社とのトラブル解決のための援助を行っています。
ご不明なことがありましたら、お気軽にご相談ください。

※各都道府県労働局のお問い合わせ先は、右のQRコードから。



育児休業中の経済的支援

雇用保険の被保険者が育児休業を取得した場合、一定の要件を満たせば、育児休業給付金が支給されます。

※お問い合わせは最寄りのハローワークへ。

仕事と育児を両立させるヒントはこちら

育児休業制度特設サイト

検索



ご存じですか!?「くるみんマーク」

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定(くるみん認定)を受けることができます。
子育てをサポートしている企業、続々増えてます!



そのときのために、知っておこう。

育児休業制度



育児・介護休業法が改正されました!

男女とも仕事と育児を両立できるように、産後パパ育休の創設や育児休業の分割取得を可能とするなどの改正を行いました。

令和4年10月1日施行 ●産後パパ育休&(出生時育児休業)の創設 ●育児休業の分割取得

	新設 産後パパ育休 (育休とは別に取得可能)	改正後 育児休業制度	改正前 育児休業制度
対象期間 取得可能日数	子の出生時8週間以内に4週間まで取得可能	原則子が1歳(最長2歳)まで	原則子が1歳(最長2歳)まで
申出期限	原則休業の2週間前まで	原則1か月前まで	原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能(初めにまとめて申し出ることが必要)	分割して2回取得可能(取得の際にそれぞれ申出)	原則分割不可
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、労働者が合意した範囲で休業中に就業することが可能	原則就業不可	原則就業不可
1歳以降の延長	—	育休開始日を柔軟化	育休開始日は1歳、1歳半の時点に限定
1歳以降の再取得	—	特別な事情がある場合に限り再取得可能	再取得不可

令和4年4月1日施行 ●有期雇用労働者の育児休業取得要件の緩和

改正後	改正前
「引き続き雇用された期間が1年以上」「1歳6か月までの間に契約が満了することが明らかでない」のみに	「引き続き雇用された期間が1年以上」「1歳6か月までの間に契約が満了することが明らかでない」

令和4年4月1日施行 ●個別周知・意向確認の義務化

労働者が本人又は配偶者の妊娠・出産を申し出た場合、会社が申出を行った労働者に対して個別に育児休業制度の周知と休業の意向確認を行うことを義務付け

妊娠・出産を早めに申し出て、休業に向けた準備をしましょう。

令和4年4月1日施行 ●雇用環境整備の義務化

育児休業を取得しやすい雇用環境の整備のため、次のいずれかの措置を講じることを義務付け

- ①研修実施 ②相談窓口設置 ③自社の社員の育児休業取得事例収集・提供 ④自社の社員へ育児休業制度及び育児休業取得促進に関する方針を周知

令和5年4月1日施行 ●育児休業等の取得状況の公表の義務化(大企業対象)

常時雇用する労働者1,001人以上の企業に対して、毎年1回、男性の育児休業等の取得率を公表することを義務付け

改正法については、厚生労働省ホームページをご覧ください。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>



詳しくは次ページへ▶

仕事と育児の両立支援制度



制度の対象者

子育て中の男女労働者。

※有期雇用労働者も、一定の要件を満たせば利用可能。
※会社によっては、労使協定で一定の労働者を対象外にしている可能性があります。

育児休業

1歳未満の子ども1人につき原則として2回まで取得が可能。
保育所に入所できないなどの事情があれば、最長2歳になるまで延長可能。

産後パパ育休

子どもが生まれてから8週間以内に4週間の休業を取得できる制度。
2回に分割して取得することが可能。
産後パパ育休期間中は、一定の条件*のもとで就業が可能。

※労使協定の締結、休業前の合意、就業可能日等の上限あり(休業期間中の所定労働日数の半分までなど)

パパ・ママ育休プラス

両親がともに育児休業を取得する場合、
子どもが1歳2か月に達する日までの間で1年間休業可能。



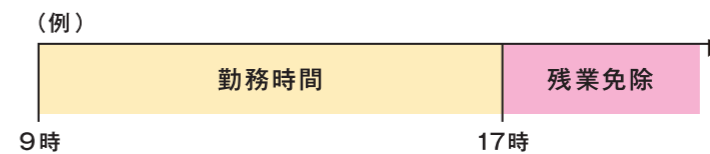
子の看護休暇

小学校入学前の子どもがいる労働者が対象。
子どもが1人の場合は年5日、2人以上の場合は年10日まで。
1日または時間単位で取得可能。



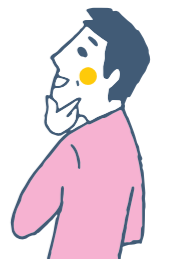
所定外労働の制限

残業を免除する制度。3歳未満の子どもがいる労働者が利用可能。



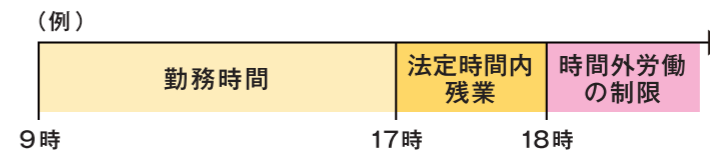
短時間勤務制度

3歳未満の子どもがいる労働者が利用可能。
就業規則などで定められている1日の勤務時間を短縮可能。



時間外労働の制限

1か月で24時間、1年で150時間を超える時間外労働を制限。
小学校入学前の子どもがいる労働者が利用可能。



深夜業の制限

午後10時から午前5時までの労働を免除。
小学校入学前の子どもがいる労働者が利用可能。

